

失業給付を受けようとする皆さんへ

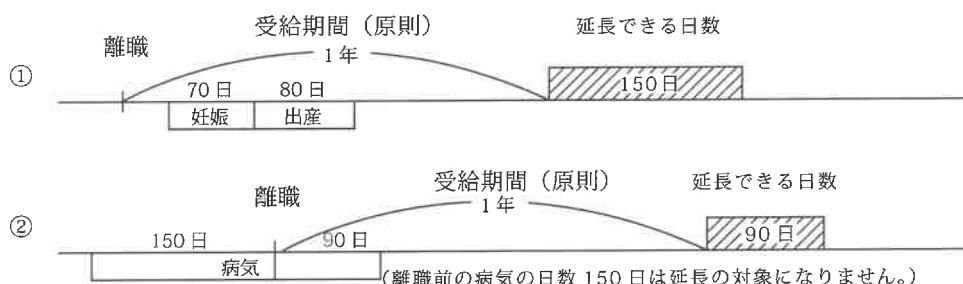
妊娠、出産、育児、病気、けが、 不妊治療等の場合には “受給期間の延長” ができます

失業給付の支給を受けられる期間は、原則として離職の日の翌日から1年(給付日数によって、30日又は60日を加えた期間)ですが、その1年間に妊娠、出産、育児(3歳未満の乳幼児の育児に限る)、病気、けが、不妊治療、子の看護、一定のボランティア活動等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合、又は定年等の理由により離職された方が離職後一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合には、本人の申出により受給期間を延長することができます。

◎ 妊娠、出産、病気、けが、不妊治療 等に係る受給期間の延長

離職日の翌日から最長4年以内まで受給期間を延長することができます。職業に就くことのできない日が30日をこえた日から早期に申請していただくことが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば申請が可能となります。

【例 示】



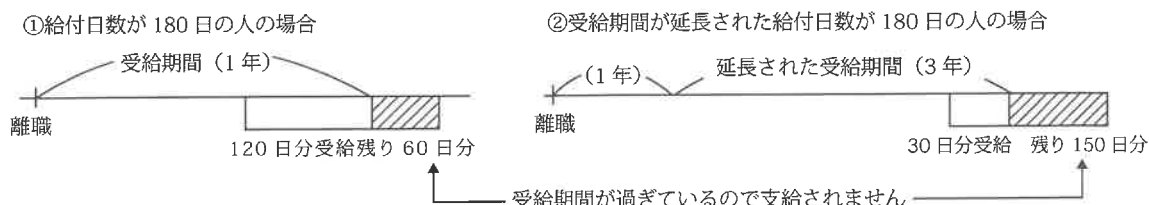
◎ 定年退職等に係る受給期間の延長

離職した日の翌日から2か月以内に申請することにより最高2年(延長される期間は最高1年)まで延長されます。

なお、必ず受給資格の決定前に申請手続きをしてください。

受給期間が過ぎてしまうと、まだ支給を受けない日数が残っていても支給されませんので注意してください。

【例 示】



受給期間の延長手続

手続に必要な「受給期間延長申請書」用紙はハローワークで交付を受けていただき、この申請書に離職票-2と受給期間延長に該当する証明書(医師の証明書、母子手帳の写し等)を添えて、本人がハローワークに来所して届け出て下さい。ただし、本人がハローワークに来所できないときは、代理人または、郵送にて行うこともできます。

ハローワークでは、受給期間の延長を決定しますと「受給期間延長通知書」を交付します。

なお、代理人による申請の場合は、委任状が必要となります。

延長申請後の届出

受給期間延長の手続き後、申請書の記載内容に変更があったときや、申請書の理由がやんだときは、受給期間延長通知書に離職票を添えて、速やかにハローワークへ届け出て下さい。

※「高年齢雇用継続給付」、「教育訓練給付」についても受給期間の延長ができます。

※ 平成30年1月より雇用保険の教育訓練給付金について適用対象期間延長が最大20年になりました。

くわしくは、お近くのハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・岐阜労働局・ハローワーク
(公共職業安定所)